

令和5年3月10日付け県公報第396号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 測量機関

中日本高速道路株式会社東京支社富士保全・サービスセンター

2 作業の種類

公共測量（基準点測量）

3 作業期間

変更前 令和5年1月26日から令和5年3月16日まで

変更後 令和5年1月26日から令和5年4月7日まで

4 作業地域

富士市伝法～静岡市清水区八坂